

発議案第16号

八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第  
1項の規定により提出します。

平成24年6月7日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	原 弘 志 ⑩
	同	小 林 恵美子 ⑩
賛成者	八千代市議会議員	秋 葉 就 一 ⑩
	同	堀 口 明 子 ⑩
	同	橋 本 淳 ⑩
	同	中 村 健 敏 ⑩
	同	松 崎 寛 文 ⑩

## 提案理由

昨年8月に導入された家庭用廃棄物の10リットル用指定袋は単価で20リットル用袋の半額より2円50銭上回っているが、本年4月の入札結果を見ると、市の経費負担は販売手数料を製作費に加えても1枚あたり5円に満たない。このままでは、市民が1枚買うごとに単価8円50銭の約半分が市の実収入となることになる。他のサイズの指定袋の手数料は、サイズに比例しているにもかかわらず、10リットル用袋の単価だけがサイズ比例の額である6円を2円50銭も上回っているのは、製造原価及び販売経費の合計が5円に満たない現状では著しく不公正と言わざるを得ない。従って、家庭用廃棄物の10リットル指定袋の手数料単価を7円50銭に改める必要がある。そのため、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正いたしたい。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例  
八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年八千代市条例第  
27号）の一部を次のように改正する。

別表の1一般家庭等定額制による手数料の表中、上記以外の家庭廃棄物（乾  
電池及び枝木を除く。）の項を次のように改める。

上記以外の 家庭廃棄物 （乾電池及 び枝木を除 く。）	市長の指定する袋	10リットル用1枚につき 7円50銭
		20リットル用1枚につき 12円
		30リットル用1枚につき 18円
		40リットル用1枚につき 24円

附 則

この条例は、平成24年12月1日から施行する。